

宮崎市条例第54号

宮崎市客引き行為等の禁止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、公共の場所における客引き行為等の禁止に関し必要な事項を定めることにより、市民等、事業者等及び地域団体と連携して、公共の場所を快適に通行し、又は利用することができる環境の形成を図り、もって安全で安心な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 客引き行為等 道路、公園、広場その他の公共の用に供する場所（以下「公共の場所」という。）において行われる次に掲げる行為をいう。

ア 客引き行為（通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して、客となるように誘う行為をいう。以下同じ。）

イ 客待ち行為（客引き行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為をいう。）

ウ 勧誘行為（通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して、役務に従事するよう勧誘する行為をいう。以下同じ。）

エ 勧誘待ち行為（勧誘行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為をいう。）

(2) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。

(3) 事業者等 事業（その準備行為を含む。）を営む個人及び法人その他の団体（以下「事業者」という。）又はその従業者をいう。

(4) 地域団体 市内に存する自治会、商店街振興組合その他の地域活動を行う団体をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、客引き行為等の禁止に関する市民等及び事業者等の意識の啓発その他の必要な施策を推進するものとする。

2 市は、前項の施策の推進に当たっては、警察その他の関係機関及び地域団体との連携を図り、必要な協力を求めるものとする。

(市民等及び事業者等の責務)

第4条 市民等及び事業者等は、本市が実施する客引き行為等の禁止に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、客引き行為等の禁止に関し、従業者への指導、監督等を行うよう努めるものとする。

(禁止区域における地域団体の責務等)

第5条 次条第1項に規定する禁止区域を活動の範囲に含む地域団体は、巡回、啓発その他の客引き行為等を行わせないための自主的な取組を推進するよう努めるものとする。

2 市長は、前項の地域団体のうち、客引き行為等を行わせないための自主的な取組を推

進すると認める団体に対し、必要な支援を行うことができる。

(客引き行為等禁止区域の指定等)

第6条 市長は、公共の場所を市民等が快適に通行し、又は利用することができる環境を形成するため特に必要があると認める区域を、客引き行為等禁止区域（以下「禁止区域」という。）として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により禁止区域を指定しようとするときは、あらかじめ、市民等及び事業者等の意見を聴くものとする。

3 市長は、禁止区域を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

4 市長は、必要があると認めるときは、その指定に係る禁止区域を変更し、又はその指定を解除することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。

(禁止区域内における客引き行為等の禁止)

第7条 何人も、禁止区域内において客引き行為等をし、又はさせてはならない。

(客引き行為を用いた営業の禁止)

第8条 事業者等は、前条の規定に違反する客引き行為をした者又は当該客引き行為に関係のある者から紹介を受けて、当該客引き行為を受けた者を客として当該事業者等の店舗に立ち入らせてはならない。

(指導)

第9条 市長は、前2条の規定に違反する行為（以下「違反行為」という。）をしていると認める者に対し、当該違反行為をしてはならない旨を指導することができる。

(警告)

第10条 市長は、前条の規定による指導を受けた者が更に当該指導に係る違反行為をしていると認めるときは、その者に対し、当該違反行為をしてはならない旨を警告することができる。

(命令)

第11条 市長は、前条の規定による警告を受けた者が更に当該警告に係る違反行為をしていると認めるときは、その者に対し、当該違反行為をしてはならない旨を命ずることができる。

(公表)

第12条 市長は、前条の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 当該命令を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 公表の原因となる事実

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表の対象となる者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

(土地等の所有者等への通知)

第13条 市長は、前条第1項の規定による公表をしたときは、当該公表がされた者の業務の用に供されている土地又は建物の所有者若しくはこれらを貸し付けている者又はこれらの管理者に対し、当該公表の内容を通知することができる。

(関係機関への情報提供)

第14条 市長は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、この条例の施行に関し把握した情報を、警察その他の関係機関に対し、提供することができる。

(関係行政機関等への協力要請)

第15条 市長は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、関係行政機関又は関係団体に対し、情報の提供、助言その他の必要な協力を求めることができる。

(報告の徴収)

第16条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、客引き行為等を行い、若しくは行わせた者又はその疑いがある者に対し、必要な報告を求めることができる。

(立入調査等)

第17条 市長は、第9条の規定による指導、第10条の規定による警告及び第11条の規定による命令を行うため必要があると認めるときは、当該職員に、違反行為をした者の事務所、店舗その他の場所に立ち入らせ、必要な事項を調査させ、又は関係者に対し、当該違反行為をした者の氏名、住所その他必要な事項について質問をさせ、若しくは文書の提示その他の協力を求めさせること（以下「立入調査等」という。）ができる。

2 立入調査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第11条の規定による命令に違反した者

(2) 第16条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(3) 第17条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第20条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条に規定する行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の過料を科する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条から第13条まで、第16条、第17条、第19条及び第20条の規定は、令和4年1月1日から施行する。